

全町村議第42号
令和3年2月12日

各都道府県町村議会議長会
会長 殿

全国町村議会議長会
会長 松尾文則
(公印省略)

「標準」町村議会会議規則の一部改正について（通知）

日頃より本会の会務運営につきましては、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、令和3年2月9日開催の都道府県会長会において別紙1のとおり「標準」町村議会会議規則の一部を改正することを決定しましたので、通知いたします。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

貴職におかれましては、ご多用の折恐縮ですが、今回の「標準」会議規則の改正趣旨や考え方（別紙2）をお汲み取りいただき、各町村議会においてそれぞれの会議規則の改正と円滑な運用が図られますよう、貴管内町村議会への伝達方よろしくお願い申し上げます。

（送付文書）

別紙1 「標準」町村議会会議規則の一部改正（改め文・新旧対照表）

別紙2 「標準」町村議会会議規則改正の考え方について

全国町村議会議長会 議事調査部 TEL：03-3264-8183 FAX：03-3264-6204 E-mail：kikaku.giji@nactva.gr.jp
--

別紙 1

「標準」 町村議会会議規則の一部改正

令和 3 年 2 月 9 日決定

「標準」 町村議会会議規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 8 9 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

(理 由)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

「標準」町村議会会議規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>(法人の場合にはその<u>所在地</u>)を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>(法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>

別紙 2

「標準」町村議会会議規則改正の考え方について

令和 3 年 2 月 9 日
全国町村議会議長会

1 今回の改正の趣旨

近年、町村議会においては、議員のなり手不足が喫緊の課題となっており、本会としても、なり手不足の解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、女性や若者をはじめ多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備するよう、町村議会議長全国大会などあらゆる場において、政府・国会に対して要請を行ってきたところである。

このような中、平成 30 年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすること等が基本原則として明記された。

さらに、本会会長をはじめ三議長会の代表がメンバーの一員となって審議を行いとりまとめられた第 3 2 次地方制度調査会の答申（令和 2 年 6 月）並びに総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会の報告書（同年 9 月）においては、出産、育児、介護等の議会への欠席事由の整備を図ることが求められている。

また、本会をはじめ三議長会は、令和 2 年 1 2 月 2 3 日、橋本聖子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、自由民主党女性活躍推進特別委員会女性の働き方改革ワーキンググループ（WG）の稲田朋美衆議院議員（同 WG 座長）及び有村治子参議院議員から、女性議員の活躍支援のため産休期間に配慮した標準会議規則の改正を求める要請を受けた。

このような中、同 2 5 日には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、同計画の中においては、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、三議長会に対し標準会議規則の改正を要請することが明記された。

こうした状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、「標準」町村議会会議規則第 2 条を改正し、第 1 項において育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、第 2 項において出産については医学的な知見を踏まえ母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、現在、政府においては、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）等に基づき、全ての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、こうした動きも踏まえ、議会への請願手続きについても、請願者の利便性の向上を図るため、押印を義務付けている「標準」町村議会会議規則第 8 9 条を改正するものである。

2 改正案及び考え方

(1) 第2条（欠席の届出）関係

改正案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>

【考え方】

①事故について

現行第2条第1項中の「事故」については、出産を除く会議に出席することができない一切の場合を指すものであるが、社会通念としての「事故」は、一般的に思いがけず生じた悪い出来事や物事の正常な活動・進行を妨げる不慮の事態の意で用いられることが多く、誤解を招く可能性があるという指摘がかねてよりある。

よって、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるものである。

②公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助について

改正案において、欠席事由として、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を例示するものである。これらに関しては、男女の議員ともに、議員活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする観点から、その象徴となる欠席事由を例示し、多様な人材の町村議会への参画を促進する環境整備を図るとともに、公務については個人的な事情である欠席事由との均衡を図るため例示するものである。

もとより議員は会議に出席することが第一の職務であるが、議会の公務活動によりやむを得ず会議を欠席する場合もある。例えば、会議を欠席しても議員派遣や委員派遣が必要とされる事態が生じた場合や一部事務組合・広域連合の議会への出席並びに議長が各議長会や国等の会議等へ出席するため出張する場合等を想定するものである。

傷病については、議員が病気や負傷により会議を欠席する場合である。

出産については、平成27年の「標準」町村議会会議規則改正の際に、「事故」には含まれない解釈とし、その取扱いについては第2項に別建てしたところである。

しかしながら、今回の改正により、第1項中「事故」を「やむを得ない事由」に改めることにより、出産も「やむを得ない事由」に含まれるものと解釈することが妥当であり、より明確に分かりやすくするため、第1項の欠席事由に「出産」も明記するものである。

また、第2項において、出産の場合の届け出については、第1項の例外として、産前・産後の欠席期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるものとする。

育児、看護、介護については、議員の家族に対する育児、看護、介護が必要な場合に、それぞれの理由で会議を欠席する場合である。

配偶者の出産補助については、議員の配偶者が出産する場合、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために会議を欠席する場合である。

なお、各欠席事由の具体的な要件については、各町村議会の実情に応じてその判断に委ねられるものであり、「標準」町村議会会議規則に一律に規定することは適当でないと考えられるので規定していないが、欠席に関する届け出処理等を円滑に行うため、当該要件を各町村の会議規則や要綱、申し合わせ等に規定することも考えられる。

その際、育児、看護、介護について対象となる家族の範囲や欠席期間等の要件を検討するにあたっては、議員に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）は適用されないが、同法の規定を目安の一つとして参考とすることもあり得るものとする。

例示以外の欠席事由については、その他のやむを得ない事由とするものであり、何をやむを得ない事由として想定するかは各町村議会の判断とする。

また、欠席の議長への届出に関しては、例えば、育児や介護による欠席事由で欠席期間が会期を超え又は複数の会期にわたる場合、1回の届出でそれを認めるかどうか、また、その届出により閉会中の委員会等についても届け出されたものとみなすかどうかについても、各町村議会の判断によるものとする。

③ 出産に係る産前・産後の欠席期間等について

本会は、社会情勢などを勘案し、平成27年5月28日に「標準」町村議会会議規則第2条を改正し、出産の場合の欠席の届出に関する規定を第2項として追加するとともに、同年7月23日付け全町村議第219号にて、各都道府県町村議会議長会事務局長宛に本会としての本規定に係る考え方を示し、その中において、議員に労働基準法は適用されないが、各町村議会が欠席の日数を検討するにあたり、労働基準法第65条（産前産後）の規定は一つの目安になるものと考えられるとしたところである。

こうした経過の中で、前述の「1 今回の改正の趣旨」にあるような状況を踏まえ、女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、議会への参画を一層促進するための環境整備の一環として、出産に係る産前・産後に配慮した欠席期間について、「標準」町村議会会議規則に規定するものである。

欠席期間については、出産に係る母性の保護は、職業や就業形態により取扱いが変わるものではなく、医学的な知見を踏まえ、すべての母体に適用すべきものと考えられることから、議員に労働基準法は適用されないが、労働基準法第65条の規定を参酌し、母性の保護措置として、産前は出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は出産の翌日から8週間を経過する日までの範囲内とするものである。産前・産後それぞれの期間の範囲内で、連続した欠席日数により1回でまとめて欠席届を提出するだけでなく、必要な期間の範囲内でその都度欠席届を提出することも可能と解する。また、出産が予定日より遅れ産前の欠席期間が6週間を超えた場合は、新たに欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると解する。

なお、出産に係る欠席届の取扱いに関して、出産に関する医師の証明書類や母子手帳の写し等の添付を求めるかについては、各町村議会の判断によるものとする。

④欠席期間中の議員報酬の減額について

議員が病気等により会議を長期欠席する場合、その期間に応じ議員報酬を減額する条例改正を行っている町村がある。

今回の改正により「標準」町村議会会議規則に例示した欠席事由に関しても、欠席が長期に及ぶ場合の議員報酬の減額の要否については、条例事項のため最終的には各町村議会の判断に委ねられるものである。

なお、出産に関しては、条例で減額の適用除外として明記している町村もある。

議員報酬の減額の要否に関わらず、欠席期間中の活動や行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、住民からの議会に対する信頼の失墜や批判を招かないよう留意する必要がある。

参考

「標準」都道府県議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

「標準」市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあ

つては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

衆議院規則

- 第185条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。
- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

参議院規則

- 第187条 議員は、事故のために数日間議院に出席することができないときは、予めその理由と日数を記した請暇書を議長に提出しなければならない。議長は、7日を超えない請暇については、これを許可することができる。7日を超えるものについては、議長は、議院に諮りこれを決する。
- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によつて議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届書を議長に提出しなければならない。

労働基準法

- 第65条 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
- 2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- 3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

(2) 第89条（請願書の記載事項等）関係

改正案	現行
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない</p>

い。 3 略	い。 3 略
-----------	-----------

【考え方】

現行は、請願者の押印を一律に義務付けているが、請願者の利便性の向上を図るため、請願者が自署している場合は押印を不要とするものである。

なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真正性を確保するため、押印を必要とするものである。加えて、心身の故障その他の事由により署名することができない請願者に対する配慮の観点から記名押印でもよいとするものである。

請願者にとっては、それぞれの事情により署名又は記名押印を選択できることになる。

なお、請願の紹介議員については、紹介議員としての役割と責任に鑑み、現行規定どおり請願書の表紙に署名又は記名押印のどちらかを行うものとし、改正しないこととする。

参考

「標準」都道府県議会会議規則

第 8 8 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 略

「標準」市議会会議規則

第 1 3 9 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4～5 略

衆議院規則

第 1 7 1 条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第 1 7 3 条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

※衆議院における実際の運用は、請願者の氏名は、自筆によることを原則とし、印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要であるとしている。

参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

※参議院における実際の運用は、請願者の氏名は、自筆によることを原則とし、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱うとしている。

請願法

第2条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要

一 目的 (第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則 (第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

三 責務等 (第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等 (第5条)
2. 啓発活動 (第6条)
3. 環境の整備 (第7条)
4. 人材の育成等 (第8条)

五 法制上の措置等 (第9条)

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行

○2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する
答申 (P. 22 抜粋) 【出典】第 32 次地方制度調査会 (総務省)

2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

(1) 議会における多様性の確保

議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や 60 歳未満の割合が極めて低い状況が続いており、女性議員がいない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高くなる傾向も見られる。性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることが住民にとって議会が遠い存在であると感じられ、意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど、議員のなり手不足の原因の一つになっている面がある。

議員のなり手不足に対応するためには、地域に貢献したいと考えている多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要がある。

とりわけ、人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことは課題であり、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づく関係者の取組が引き続き求められる。

例えば、議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めることや議会活動における旧姓の使用など、多様な層の住民の参画を促進し、議員の裾野を広げることに資する議会運営上の対応を講じることが考えられる。

加えて、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫を引き続き講じていくことも必要である。

○地方議会・議員のあり方に関する研究会 報告書 (P. 11～P. 12 抜粋)

【出典】地方議会・議員のあり方に関する研究会 (総務省)

③ 欠席事由の整備

議会への欠席事由は、一般的に、各議会の会議規則において定められているものであるが、どのような場合が欠席事由として取り扱われているか、会議規則でどの程度具体的に明文化されているかについては議会ごとに状況が異なっている。本人の出産については、全都道府県で欠席事由として明文化されている。また、市区町村では平成 27 年度以降、新たに 1,143 議会で欠席事由として明文化されているが、議会によっては欠席事由としての定めがまだ会議規則にないところもある。育児や介護については、会議規則で明文化されている団体は限られており、運用上の対応も含め欠席事由として取り扱っている団体は 4 割程度の割合にとどまっている

女性をはじめとする多様な層の住民が議員として活動するに当たっての制約要因を取り除くため、いまだ出産、育児、介護等が欠席事由として取り扱われていない、又は明文化されていない団体においては、会議規則において規定を整備するなどにより、速やかに対応することが求められる。

○第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

P. 23～P. 24 抜粋

【出典：内閣府男女共同参画局】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。【内閣府】
- ② 平成27年の要請により、既に明文化されていた全国都道府県議会議長会に加えて、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の標準会議規則に産産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が飛躍的に進んできた。このことを踏まえ、全ての市区町村議会において対応が行われるよう、両議長会に要請する。また、産産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、三議長会に対し標準会議規則の改正を要請する。【内閣府】
- ③ 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行う。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行う。また、候補者となりうる女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行う。【総務省】
- ④ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう三議長会に要請する。【内閣府】
- ⑤ 会議規則における産産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況をはじめとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。【内閣府】

全国町村議会議長会会長 松尾 文則 様

地方議会における女性の活躍促進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮して御尽力されている町村議会議員の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

女性は我が国の人口の51.3%、有権者の51.7%を占めており、政治に民意を反映させ、全ての人暮らしやすい地域を作っていくためには、地方議会における女性の参画拡大が重要です。

昨年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、政府が、政党をはじめ国会や地方公共団体、地方六団体等と連携することにより全体として達成することが期待される目標数値として、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とすることが新たに掲げられました。しかしながら、候補者や地方議会議員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。

つきましては、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成について積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、平成27年の要請により、全国町村議会議長会の標準会議規則に出産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が進んできましたが、全ての町村議会において対応が行われるよう御検討をお願い申し上げます。

さらに、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則の改正を御検討いただきますようお願い申し上げます。

さらに、地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう御検討をお願い申し上げます。

今後とも、地方と国とが連携し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、取組を推進してまいりたいと存じます。

令和3年1月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋本 聖子

議会への欠席事由に関する調査 結果概要
(令和2年7月1日現在)

全国町村議会議長会

調査概要

目的：第32次地方制度調査会答申及び地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書において、議会における多様性の確保や欠席事由の整備について指摘がなされたことから、各町村議会における出産・育児・介護等の議会への欠席事由について実態を把握するため、調査を実施。

対象：926町村

基準日：令和2年7月1日現在

調査結果

(単位：町村)

設問1 「出産（議員本人のみ）」を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。			設問2 設問1で「① 規定している」又は「② 規定していないが、運用上は認めている」と回答した町村にお聞きします。「出産（議員本人のみ）」に伴う欠席の期間を会議規則上又は運用上どのように定めていますか。				
① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない	① 会議規則に労働基準法第65条の産前・産後休暇期間（産前6週間産後8週間）以下で規定している	② 会議規則に労働基準法第65条の産前・産後休暇期間（産前6週間産後8週間）を超えて規定している	③ 運用上、労働基準法第65条の産前・産後休暇期間（産前6週間産後8週間）以下で認めている	④ 運用上、労働基準法第65条の産前・産後休暇期間（産前6週間産後8週間）を超えて認めている	⑤ 欠席の期間を定めていない
717 (77.4%)	23 (2.5%)	186 (20.1%)	3 (0.3%)	0 (0%)	33 (3.6%)	15 (1.6%)	689 (74.4%)

(単位：町村)

設問3 平成31年1月から令和元年12月までの期間において、議員本人の出産を理由に欠席した事例がありますか。	
① 事例がある	② 事例がない
1 (0.1%)	925 (99.9%)

(1) 「出産（議員本人のみ）」を理由とする欠席を会議規則に規定している町村数は717町村（77.4%）であり、「規定していないが、運用上は認めている」が23町村（2.5%）、「規定していない」が186町村（20.1%）である。

なお、11県（栃木県、群馬県、新潟県、石川県、愛知県、滋賀県、鳥取県、広島県、愛媛県、佐賀県、長崎県）においては、管内の全町村が、「出産（議員本人のみ）」を理由とする欠席を会議規則に規定している。

(2) 「出産（議員本人のみ）」を理由とする欠席を会議規則に規定している717町村のうち、会議規則に欠席の期間を規定している町村は3町村（0.3%）であり、3町村とも労働基準法第65条の産前・産後休暇期間（産前6週間産後8週間）「以下」で規定している。

(3) 平成31年1月から令和元年12月までの期間において、議員本人の出産を理由に欠席した事例は沖縄県にて1事例がある。

(単位：町村)

設問4 「議員の家族の育児」を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。			設問5 「議員の家族の介護」を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。			設問6 「議員の家族の看護」を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。		
① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない	① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない	① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない
13 (1.4%)	103 (11.1%)	810 (87.5%)	15 (1.6%)	117 (12.6%)	794 (85.7%)	14 (1.5%)	125 (13.5%)	787 (85.0%)

(単位：町村)

設問7 「議員の配偶者の出産」を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。			設問8 「事故」、「出産（議員本人のみ）」、「議員の家族の育児」、「議員の家族の介護」、「議員の家族の看護」、「議員の配偶者の出産」以外を理由とする欠席を会議規則に規定していますか。		
① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない	① 規定している	② 規定していないが、運用上は認めている	③ 規定していない
21 (2.3%)	107 (11.6%)	798 (86.2%)	44 (4.8%)	119 (12.9%)	763 (82.4%)

- (4) 「議員の家族の育児」を理由とする欠席を会議規則に規定している町村数は 13 町村 (1.4%)、「議員の家族の介護」については 15 町村 (1.6%)、「議員の家族の看護」については 14 町村 (1.5%)、「議員の配偶者の出産」については 21 町村 (2.3%) である。
- (5) 「事故」、「出産（議員本人のみ）」、「議員の家族の育児」、「議員の家族の介護」、「議員の家族の看護」、「議員の配偶者の出産」以外を理由とする欠席を会議規則に規定している町村数は 44 町村 (4.8%) であり、その理由として「公務」や「疾病」を挙げている町村が多い。